

福祉新聞 2010 年 1 月 25 日

< 障害者負担を軽減へ >

厚労省、新法制までの対応説明

厚生労働省は 15 日、「2013 年 8 月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」としている中、新制度が出来るまでの当面の対応を全国厚生労働関係部局長会議で自治体に示した。利用者負担の軽減については、「速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止する」という方針に従い、10 年度予算案で低所得者の障害福祉サービスと補装具にかかる利用者負担を無料化することなどを説明した。

障害者施策について厚労省は、昨年 9 月の連立政権合意で「自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作る」とされたことを改めて確認。

その上で、障害者制度全般を見直す中で新法制定に向けた検討も行うため、昨年 12 月に内閣に「障がい者制度改革推進本部」（全閣僚で構成）が設置され、本部の下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」が 1 月 12 日から動き出したことを説明した。

ただし新制度ができるまでの当面の対応として、利用者負担の軽減には 4 月から着手する予定。全国各地で障害者らが集団で応益負担は憲法違反だと訴えた「自立支援法違憲訴訟」を終結させるため、厚労省が原告側と締結した基本合意文書でも、当面の措置を講じると明文化された点だ。

現行の利用者負担の一覧

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得 1	低所得 2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳 上の 世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

太枠内は 4 月から無料化 ※全国厚生労働関係部局長会議資料より

具体的には、2010 年度予算案で対応する。市町村民税非課税（低所得 1・2）の世帯が対象で、福祉サービスなどの利用者負担が無料となる。これまでも負担上限額を下げる対策は取られてきたが、少なくとも非課税世帯は無料化することにした（表）。この措置のため、107 億円の予算が計上されている。

低所得者は無料となるのは、障害福祉サービス（療養介護医療を除く）、障害児施設支援（障害児施設医療を除く）、補装具にかかる利用者負担。2007 年 4 月の特別対策、2008 年 7 月の緊急措置では軽減の対象とならなかった入所施設、グループホーム、ケア

ホームなどを利用している 20 歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者も今回は対象となった。

補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、これまでと同じ方法で算出する。障害福祉サービスにかかる利用者負担が無料となっても、その分の額を補足給付から減らすことはしない。

なお、今回の無料化の措置は、自立支援医療は対象となっていない。

また、地域生活支援事業の利用料については事業の実施主体の判断で定めることとされているため、厚労省は自治体に対して、障害福祉サービスなどでは低所得者は無料となることを踏まえ「地域生活支援事業の低所得者の利用者負担の取り扱いについても検討してほしい」という促し方をし、特にコミュニケーション支援事業や移動支援事業を重視した。

一方、新体系サービスへの移行に関しては、2009 年 10 月現在、全国平均で 45・4%の移行率であることが分かった。

厚労省の調べによると、通所授産施設（身体・知的・精神）では 40～50%、小規模通所授産施設（同）では 70%台の移行率が見られるのに対して、移行率の低さが目立つのは知的障害者通勤寮（22・2%）や精神障害者生活訓練施設（22・5%）だった。

厚労省は、事業の移行支援策として、新体系の報酬では重度障害者支援加算や医療連携体制加算が付くこと、想定より利用者数が確保できなかった場合など移行後に収入が減った時は移行前の報酬水準との差額を助成することなどを説明し、「都道府県は引き続き、事業者に対して新体系移行の支援を」と呼びかけている。